

第六十六号議案

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六項」を「第七項」に、「とし、予算で定める」を「とする」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、東京都国民健康保険事業会計の毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を基金に積み立てることができる。

3 各年度において基金として積み立てる額は、予算で定める。

第五条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第六条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

第十条中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。

第十一条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 知事は、法第八十一条の二第四項に該当する場合、算定政令第二十一条の二第三項の規定により算定した額の範囲内で基金を取り崩すことができる。

第十四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の改正等に伴い、財政調整事業に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。